

平成25年3月15日

課室名

林業振興課

件名

特用林産物（野生きのこ）から基準値を超える放射性物質が検出されたことへの対応について

【検査の状況】

- 平成24年10月、富士吉田市、鳴沢村及び富士河口湖町で発生した野生きのこから基準値を超える放射性物質が検出されたため、県では、採取、出荷及び摂取の自粛を採取者に要請した。また、複数の市町村で基準値を超える放射性物質が検出されたため、国から出荷制限の指示が出された。

平成24年10月23日 ・ 鳴沢村の野生きのこ3検体を検査した結果、2検体から基準値を超える値を検出（ショウゲンジ 360Bq/kg、シロナメツムタケ 150Bq/kg）

- ・ 同村の野生きのこの採取、出荷及び摂取の自粛を採取者に要請

10月25日 ・ 富士吉田市、富士河口湖町で発生した野生きのこ7検体を検査した結果、5検体から基準値を超える値を検出（富士吉田市：アカモミタケ 150Bq/kg、カヤタケ 140Bq/kg、キノメリガサ 340Bq/kg、チャナメツムタケ 150Bq/kg、富士河口湖町：シロナメツムタケ 160Bq/kg）

- ・ 同市町の野生きのこの採取、出荷及び摂取の自粛を採取者に要請

10月26日 ・ 国から、3市町村の野生きのこの出荷制限の指示

10月30日 ・ 3市町村に隣接する7市町村（甲府市、都留市、笛吹市、身延町、西桂町、忍野村、山中湖村）の野生きのこを検査し、基準値を超える値が検出されなかったことから、広域的に広がっていないことを確認

<基準値など>

- ・ きのこ等を含む一般食品について
平成24年3月31日までの暫定規制値 500Bq/kg
平成24年4月1日からの基準値 100 Bq/kg
- ・ きのこ原木及び菌床用培地について
平成24年3月31日までの指標値 150 Bq/kg
平成24年4月1日からの指標値 きのこ原木 50 Bq/kg
菌床用培地 200 Bq/kg

【出荷制限の指示に伴う対応】

- 出荷制限の指示が出された3市町村の野生きのこについて、県は市町村と協力し、ホームページ、看板、チラシ等で、採取、出荷及び摂取の自粛を採取者に要請するとともに、販売者などに対して巡回指導を行い、流通・販売しないよう周知した。
- 出荷制限の指示が出された3市町村について、栽培きのこの検査を行って安全性を確認し、風評被害が広がらないよう努めた。
- それ以外の市町村で採取された野生きのこについて、販売者などに対して、産地の市町村名を表示するよう周知した。

【出荷制限の指示の解除に向けた検査について】

- 出荷制限の解除には、市町村当たり3か所以上、直近1か月以内の検査結果がすべて基準値以下であることが条件となっているが、野生きのこは品種が多く、その取り扱いが不明瞭なところがあるため、検査の対象となる品種や採取する時期などの具体的な検査方法について、国と協議を行っているところである。なお、検査については当該市町村と協力して行っていく。
- また、マツタケなど個別の品種に対して出荷制限の解除ができるよう、国へ働きかけているところであり、今後も継続していく。

<参考：特用林産物の放射性物質検査について>

【検査の概要】

- 食の安全・安心を確保するため、県産の特用林産物と生産資材について放射性物質検査を実施している。

【検査品目】

- 厚生労働省の「農畜水産物等の放射性物質検査について」の中で対象とされている特用林産物のうち、本県における生産量の多い栽培きのこ、たけのこ、食用とされる主要な野生きのこ、主要な山菜（野生）、さらに、生産資材として、きのこ生産者が自ら生産するきのこ原木及び菌床用培地を検査対象としている。

【基準値などを超えた場合の措置】

- 基準値などを超える値が検出された場合、その品目が生産された市町村単位で、生産品目については出荷の自粛を要請し、野生の品目については採取者に対して、採取、出荷及び摂取の自粛を要請する。きのこ原木、菌床用培地については、生産者に対し使用の自粛を要請する。

【検査の実施状況】

- 平成23年度
 - ・ 野生きのこ 32検体（検査回数：2回）
 - ・ 原木しいたけ（露地栽培） 17検体（検査回数：2回）
 - ・ たけのこ 1検体（検査回数：1回）
 - ・ きのこ原木 13検体（検査回数：2回）
 - ・ 菌床用培地 15検体（検査回数：3回）

合計 78検体（検査回数：10回）
- 平成24年度（平成25年3月15日現在）
 - ・ 山菜(野生)(たらのめ、わらび、ふきのとう) 19検体（検査回数：3回）
 - ・ 野生きのこ 48検体（検査回数：6回）
 - ・ 原木しいたけ（露地栽培） 9検体（検査回数：4回）
 - ・ 菌床しいたけ 3検体（検査回数：2回）
 - ・ 原木なめこ（露地栽培） 4検体（検査回数：2回）
 - ・ その他栽培きのこ 9検体（検査回数：6回）
 - ・ きのこ原木 6検体（検査回数：2回）
 - ・ 菌床用培地 13検体（検査回数：3回）

合計 111検体（検査回数：19回）

※異なる品目を同じ日に検査を行うこともあり、合計の検査回数は一致しない。